

岩倉中学校いじめ防止基本方針

美馬市立岩倉中学校

「いじめ防止対策推進法」
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*1 「児童等」とは、学校に在籍している児童又は生徒をいう。

*2 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認したうえで、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ④ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑤ いじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、西部女性子どもセンター等）との適切な連携を図るとともに、普段から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

- ① 学校いじめ対策組織は、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核を担う。そのため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等により構成する。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者などの外部専門家を加える。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、生徒と関わりの深い教職員を加える。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。
- ③ いじめ対策の企画立案、事案対処などを学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようすることで、未然防止・早期発見・事案対処を実行するための柔軟な組織とする。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

●いじめの防止

- ① 人権教育の充実や様々な体験活動など学校の教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、生徒が円滑に他の生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、誰かの役に立っていると感じ取ることのできる機会を設け、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるよう努める。
- ③ 生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ④ 「いじめ防止子ども委員会」の活動を通じて、生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組む、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極

的な態度と実践力を養う。

- ⑤いじめが生まれる背景を踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、それぞれが活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育てる。
- ⑥被災時には、誰もが心のゆとりがなくなり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑦生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、スマホ・ネット安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑧インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
- ⑨いじめの状況や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から、教職員全員による共通理解を図る。また、生徒に対しても、日常的にいじめの問題について考えさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に浸透させる。
- ⑩教職員の日頃の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によりいじめを助長したりすることがないよう、生徒への関わり方には細心の注意を払うとともに、生徒一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細やかな指導・支援に努める。
- ⑪特に配慮が必要な生徒については、日常的にその生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。
- ⑫「ゆすり」や「たかり」は警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で、「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。
- ⑬いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校へ入学及び、高等学校へ進学する生徒に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組などを行い、小学校および高等学校との円滑な接続を図る。

●学校におけるいじめの早期発見

- ①日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や SOS を見逃さないようアンテナを高く張り巡らせるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ②年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作り、生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ③生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる校内体制を整備するとともに、校外での相談窓口や相談室などへの利用についても広く周知する。いじめの情報が寄せられたときには、情報をすみやかに管理職に報告し、組織的な対応をとる。

●学校におけるいじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織とただちに情報を共有し、関係生徒から事情を聞き取る。
- ②いじめを受けた生徒やその保護者の気持ちに寄り添うとともに、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- ③いじめを行った生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、健全な人格の発達を促すための指導を行う。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るように努力する。
- ④生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに関係諸機関に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、早期に警察に相談・通報を行う。また、保護者に対しても警察に相談・通報を行うことを伝える。
- ⑥インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑦教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で、別教室での学習等を行わせることもある。
- ⑧いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさ

せることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ⑨いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも三ヶ月間を目安とする。ただし、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して面談を実施し、確認する。

4 地域や家庭との連携

学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協議する体制を作る。

5 より実効性の高い取組を実施するための措置

- ①学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、いじめ防止等の取組についてPDCA（P:Plan=計画、D:Do=実行、C:Check=評価、A:Action=改善）サイクルで検証する。
- ②いじめについての生徒指導の諸問題に関する校内研修（事前研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめにより、生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 市教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

イ 重大事態の調査

市教育委員会は、重大事態であると認めるときは、調査組織（教育委員会方式、第三者委員会方式、学校いじめ対策組織方式）において重大事項に対処し、また事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 調査結果の提供及び報告

(ア) 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して事実関係等その他必要な情報を提供する責任をもつことを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適時・適切な方向で説明する。

(イ) 調査結果については、市教育委員会から市長に報告する。

年間計画

	内容	対象者	担当
4月	学校基本方針の共通理解 学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修 学校生活全般についての指導 PTA 参観日・PTA 総会 家庭訪問・教育面談 家庭訪問後の共通理解 教育相談	教職員 教職員・保護者 教職員 教職員・生徒 生徒・保護者 生徒・保護者 教職員 生徒・保護者	生徒指導主事 校長 生徒指導主事 生徒指導主事 教頭 教頭・学年主任・担任 学年主任・担任・生徒指導主事 教職員
5月	学校生活アンケート 修学旅行・平和学習 教育相談	生徒 生徒 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 2年団 教職員
6月	学校生活アンケート スクールカウンセラーによる全員面接 教育相談	教職員・生徒 生徒・スクールカウンセラー 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 スクールカウンセラー 教職員
7月	学校生活アンケート スクールカウンセラーによる全員面接 三者面談・教育面談 校外補導 携帯電話安全教室 教育相談	教職員・生徒 生徒 生徒・保護者 生徒 生徒・教職員 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 スクールカウンセラー・学年主任・担任・生徒指導主事 学年主任・担任 生徒指導主事・補導員・警察 生徒指導主事 教職員
8月	校内研修 校外補導 人権問題啓発ポスター制作 教育相談	教職員 生徒 生徒 生徒・保護者	教頭・研修主任 生徒指導主事・補導員・警察 人権教育主事・美術科担当 教職員
9月	学校生活アンケート 岩中祭 夏休み明けの生徒共通理解 教育相談	教職員・生徒 教職員・生徒・保護者 教職員 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 教頭・教務主任・生徒会担当 学年主任・担任・生徒指導主事 教職員
10月	学校生活アンケート 教育相談	教職員・生徒 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 教職員
11月	校内研修 学校生活アンケート オリエンテーリング 職場体験学習 教育相談	教職員 教職員・生徒 教職員・生徒・地域の人 教職員・生徒・地域の人 生徒・保護者	教頭・研修主任 生徒指導主事・学年主任・担任 生徒会担当 2年団 教職員
12月	学校生活アンケート 人権集会・参観日 徳島県一斉いじめ防止授業 三者面談・教育面談 教育相談	教職員・生徒 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒・保護者 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 学年主任・担任 生徒指導主事・学年主任・担任 学年主任・担任 教職員
1月	学校生活アンケート 冬休み明けの生徒共通理解 教育相談	教職員・生徒 教職員 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 学年主任・担任・生徒指導主事 教職員
2月	校内研修 学校生活アンケート 人権アンケート 学校評価の集計・分析 進路相談 教育相談	教職員・生徒 教職員・生徒 教職員・生徒 教職員 3年生・保護者 生徒・保護者	教頭・研修主任 生徒指導主事・学年主任・担任 人権教育主事 管理職 3年団・進学指導主事 教職員
3月	学校生活アンケート 1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画 小学校・高等学校などとの引き継ぎ 教育相談	教職員・生徒 教職員 生徒 生徒・保護者	生徒指導主事・学年主任・担任 教頭・生徒指導主事 学年主任・担任・生徒指導主事 教職員

警察に相談又は通報すべきいじめの事例 ～徳島県いじめ防止等のための基本方針より～

学校で起こりうる事案の例	該当しうる犯罪
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行（刑法第 208 条）
・感情を抑えきれずにハサミやカッターなどの刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害（刑法第 204 条）
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法 176 条）
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝（刑法第 249 条）
・靴や体操服、教科書等の所持金を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗（刑法第 235 条）
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物破損等（刑法 261 条）
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要（刑法第 223 条）
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第 222 条）
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)
・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与（刑法第 202 条）
・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録等の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）